

事務ネットワークだより

令和6年10月21日 第118号
久喜市共同学校事務室

【目次】

- ・年末調整について
- ・児童手当改正に伴う手続きについて
- ・郵便料金の値上げについて

年末調整の時期になりました。関係書類の準備をお願いします。

【年末調整とは】

毎月支払っている所得税は、1年間毎月の所得が一定と仮定した金額です。実際は給与の月額の変化、扶養者の変更や控除対象の保険への加入等があったりするため、正しい税額ではありません。年末調整とは雇用主が行う所得税の過不足を清算するための手続きです。

給与以外の収入がある、医療費控除を受ける、ふるさと納税などの寄付金控除を受ける場合など、年末調整の対象にならないものについては、確定申告で所得税の清算をする必要があります。



【昨年との変更点】

- ・基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書に定額減税に関する欄の追加
- ・保険料控除申告書の続柄欄の省略
- ・国外居住親族への送金関係書類に電子決済手段の移転による支払いを証明する書類の追加
- ・令和7年分から扶養控除等申告書の提出の簡略化(前年度と内容に変更がない場合、氏名、住所、「前年から異動なし」の記載のみでよい)

前年の丸写しでは対応できないことがあるので注意してください。詳細については国税庁のホームページなどでご確認ください。



【準備するもの】

- ・保険料控除証明書
生命・介護医療・個人年金・地震・社会保険(国民年金等は生計を一にする親族も対象)について、保険会社や自治体から送付されるハガキ等。給与天引きのものは省略可
- ・小規模企業共済等掛金払込証明書(iDeCo等)
- ・住宅借入金の年末残高等証明書
銀行やローン会社等から送付されるハガキ等(申告書は確定申告をした年の10月ごろ税務署から届きます)
- ・前職の今年の源泉徴収票(前職の給与を合算して年末調整をします)

【提出書類】



- ・扶養控除等(異動)申告書
令和6年分を12月31日現在の内容に修正。所得とは課税対象の収入から必要経費を引いた額のことなので注意。
- ・基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書
配偶者控除と所得金額調整控除の欄は該当する場合のみ記入。
- ・保険料控除申告書
限度額を超える分の保険は記入しない。配当がある保険は前年と金額が変わるので注意。計算後の1円未満の端数は切り上げ。
- ・(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書

【児童手当改正に伴う手続きについて～市区町村から来る案内と対象者が異なるので要注意！】

次の場合は学校を通して手続きをする必要がありますので、事務担当者にお声がけください。

- ・高校生年代(中学校卒業から18歳到達後の最初の3/31まで)の子を養育している
- ・所得制限を超える所得があり支給対象外だった
- ・9月までに児童手当を受給していて、大学生年代(18歳到達後の最初の3/31から、22歳到達後の最初の3/31まで)の子を含めると3人以上の子を養育している



10月1日に郵便料金が値上げされました。郵送をする際は料金不足に注意してください。

